

第5回 森林整備と財源のあり方検討委員会議事録

第5回検討委員会日程表等

- 1 日 時：平成30年2月14日（水）午前10時00分～11時50分
- 2 会 場：新潟県自治会館別館9階ゆきつばき
- 3 出席者：紙谷会長、駒宮委員、長谷川委員、矢島委員、磯田委員（代理）、
神田委員、高橋委員
- 4 次 第
 - (1) 開 会
 - (2) 議 事
・森林整備と財源のあり方について（とりまとめ）
 - (3) 挨 拶
 - (4) 閉 会
- 5 議事の経過

事務局	（参考資料、報告書16ページまで説明）
会長	2章の「新潟県の林業・森林整備の現状と課題」について意見がありましたらお願いします。
委員	細かい事なのですが気になったのが図表10のところ、価格の規格が途中で変わっていて、それを比較して大丈夫かというところ、最後の方だけなのでいいと思いますが、図表10の上のところ平成28年3月31日現在と書いてあります。労務単価については29年度のデータも入っているので削除等した方がいいのかなど。
事務局	労務単価につきましては平成29年度の単価となりますので、ここについては後ほど記載を訂正させていただきます。
事務局	（報告書17ページ以降説明）
委員	表現については既に確認していますので、特に異議は無いのですが、報告書の中で、国の森林環境税の用途について、条件不利地を対象とするという内容と、用途の対象はまだ明確では無いという内容が両立しています。報告書について森林環境税の対象はある程度特定している前提

	<p>での報告書なのか、それとも未だ特定していないという前提での報告書なのかと問われた時に、報告書案では説明している箇所ごとによって、条件不利地であると言っているところと、未だ明確ではないところ、今後明確になるのを待つ必要があると言っているところがあります。その点についてはどう説明、調整していくのか。</p>
<p>委員</p>	<p>同じ事を言おうと思っていたのですが、とりあえず条件不利地は対象として確定という意味で、条件不利地のみが確定という意味ではないと思うのですが、どうですか。</p>
<p>会長</p>	<p>国の方としても未だ確定という事では無いという考えでいいのですよね。</p>
<p>事務局</p>	<p>これから国の方で使途の考え方についてのガイドラインを示すという情報も聞いておまして、そういったものを見た上でとなります。今回お示した資料は、この検討委員会が国の検討と同時並行で進んできたという事もありまして、国の検討では条件不利地、ここを対象とするという事で議論が続いてきたのですが、最終的に税制大綱では、他のところも対象としうる様な書き方になりました。</p> <p>対象が条件不利地という事で私共も検討を続けてきたという事もあるが、どこまで広がるかというのは今後国の情報をきちんと見て行かないと何とも言えない部分があります。</p>
<p>会長</p>	<p>対応の仕方としては、注釈を付けるのか、あるいはこの報告書を知事に上げるまでの間に国の方針がハッキリしてしまった時にどうするかですよね。</p> <p>事務的には今後の扱い方としてはどうしていくのが望ましいですか。ご指摘いただいている点があるという事は、現段階では記載しておく必要があるという事です。</p>
<p>事務局</p>	<p>たとえば注釈という様なかたちで、しっかり整理させて頂きたいと思いますが如何ですか。</p>
<p>会長</p>	<p>誤解を与えない様にして頂きたい。</p>
<p>委員</p>	<p>基本的な視点としてこの報告書の位置づけに関わる訳ですが、「未だ国</p>

	<p>の税の対象方針も決まっていない、国の税の対象も明確ではない、それを踏まえて他の府県がどのような対応策をとるかも参考にしなければいけないがその情報も未だ無いので何とも言えない」と言う結論ですと委員会もそういう情報が確定してからもう一回やればということ、それなら、そうした情報が確定したところで、この委員会を開くべきではなかったかという意見が出る可能性があります。</p> <p>要するに新潟県としての森林環境税を入れるべきかどうか知事から諮問されているので、報告書に意味を持たせるならば、現状は国の森林環境税の用途は未だ確定していないがこれまでの国の審議会での検討経過等を予想するようになります。それを踏まえて新潟県として、この様に対処すべきではないか。というのであれば報告書の意味が出ます。注意書きにするのか別の方法にするのかは別としても、もう少し踏み込んだものが報告書としては必要ではないですか。</p>
会長	<p>報告書の中にも国の方は未だ確定していないというニュアンスでは書かれています。</p>
委員	<p>現時点では何とも言えないという報告書であれば、委員会を開いて議論してきた事の意味があまりない様な気がします。</p> <p>国としては、個人に利益を与えるかたちで税金を出す事はできないので、公的な性格を持つ条件不利地への支出を原則とする。ただ東京都の様に森林を持たないところの住民にも森林環境税を負担してもらう訳なので、そこにも利益があるという事を強調するためには人材育成のような部分にも少し用途の範囲を広げて納税者の理解を求めるという事が用途を広げる趣旨だとする情報もあるので、仮に国の森林環境税が主として条件不利地を用途の対象とされるのであれば、当委員会としてはどう考えるのかを書くと、この委員会で議論した意味があるのではないかと。</p>
委員	<p>私も同じ考えで、条件不利地に対して国は国税を手当てしていくという事ですが、今程、委員が言われたとおり、どうなるか分からないでは寂しいと感じておりますし、全般の課題の中で担い手の問題等の大きな課題はもう明確になっている訳ですから、この課題を解決する為に県としてどのように対応していくという事はハッキリしていると思います。</p> <p>たとえば担い手確保に向けてとか、林業事業者の育成だとか、森林組合の体制強化だとか、森林条件整備に向けて作業道の整備だとかそういう事をする事によって条件不利性が改善されるのであれば、国税との重</p>

	<p>複する部分は解消されてくるのではないか。</p> <p>そういう部分に県はもっと対応していくという事であれば、この検討の方向も見えてくるのではないかという気がします。</p>
<p>会長</p>	<p>如何ですか、国の現段階の公表されている部分だけから判断できるかどうかなのですが。</p>
<p>事務局</p>	<p>担い手の育成についてですが、国税の中で市町村が行う間伐、あるいは人材育成、担い手の確保これについて用途は対象になるというように規定されていまして、県と致しましては市町村が行う森林整備等に対する支援が行えると記載があります。具体的にどこまで出来るのかというのは、また議論になるかと思いますが、少なくとも担い手育成、人材の確保というものに関して、市町村での対応、県の支援というかたちで対応できるとういうように考えられるというところです。その財源として必要な額が足りているかどうかは、今後見極めが必要と思います。</p>
<p>委員</p>	<p>その際にその重要性、そういうものはしっかり用途に盛り込んでいただければと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>今回集落管理の森林という項目を敢えてあげて頂いた。高齢化で管理していくという状況が加速していく事が強く懸念される。県としては打ち出しているところだと言っていいところですが、委員からの現状では国の用途が条件不利地に決まっている訳ではないのではないかということに対してどう注釈を入れるか、対応するかというところをまず意見を整理していきたい。</p> <p>図表 21 にコメ印が入っているのですが、これをそのままのかたちにするか、あるいはその図の欄外に注釈を入れるのか。</p>
<p>委員</p>	<p>条件不利地は国の環境税の用途対象になることは間違いない。ただそれ以外の部分でどこまでを用途対象とするかは未だ確定していない、という事なので図の書き方もこの部分は対象に間違いない部分という事で書いていけばいいのではないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料の 25 ページをご覧ください。</p> <p>今程のご意見につきまして、25 ページの midpoint の 2 つの間に挟まれた「例えば、仮に」の部分ですが、委員から「国の環境税の対象とならない部</p>

	<p>分については独自に財源が確保されるべきではないか」、「国の対象でないところはもう少し前向きに記載すべきではないか」というご意見を頂いて、当初はこういった文言を入れていなかったのですが、このような文言を入れさせて頂いているところです。</p>
<p>会長</p>	<p>この4行で今回、この財源を記載しているのかは概ね理解はできますよね。全体として国の方が未だ決まっていないという事が読めば分かります。</p>
<p>事務局</p>	<p>冒頭の委員の話聞いて、国の扱いについてはもう少し正確にあるいは丁寧に記載をして、条件不利地の 限定していくということは国の検討段階の中で示されたものという事をしっかり明示したうえで、今現在、対象がどの部分になるかについては、やはり国がこれからガイドラインを示すという中で、見極めていく必要があるという事の趣旨を丁寧に記載したいと思います。</p> <p>現実がどうなっているかと言うと条件不利地については、国が各地方で説明会を開くと言っています。</p> <p>新潟県は大雪で少し延びていますが、国の説明ですと、例えば集落管理の部分がありましたが、そのうちの財産区、公有林は外すべきだと、口頭で言われている。それからやはり私共が経済林のうち条件不利地というように規定した部分ですが、これもやはり既存の枠の中で対応すべきだとかたちで排除されている感があります。</p> <p>一方で里山林・竹林などは対象になるようなものもあるので、その不確かさはある。その部分はここには未だ書けないのですが、いずれにしても国の方で対象についてガイドラインなり、今後の設計を示される、これもまた見極めていく必要があるという趣旨を丁寧に書き込みたいと思います。</p> <p>現時点の説明の中で、委員からお話ありました様に担い手のお話もありましたが、今回、大変ご示唆に富んだご意見を頂いたなと思っております。国が条件不利地のところに基本的に限定してその中であって、新潟県はやはりそれだけじゃないよと言う部分を浮かびあがらせて頂いた部分については、37府県導入しているが、そのような考え方で整理しているところはありません。</p> <p>これが今回の検討委員会の中の非常に大きな成果と事務局では受け止めております。それ以外にも先程委員からお話ありました様に、担い手の話が非常に重要だという、会長の集落管理もですが、その部分も</p>

	<p>非常に特徴的な部分なので報告書と概要版で強調させて頂きました。</p> <p>この検討委員会の中で新潟県にとって重要な部分はそういった特徴と共に浮きぼりにされたと思います。ただ、財源の話については、これは、もしかして県民に負担をかける話になることに繋がりがねないので、そこは慎重にこの委員会の中でも意見が分かれたところかもしれないのですが、ニュートラルな一般論としての議論というかたちでまとまったのかなという感じを受けております。</p> <p>即ち国との重複の部分でこれは一般の方から見ても重要なことという事を協調されたというふうに思います。</p> <p>事務局として文章として会長とご相談しながら書いてきました。言葉尻の問題なのですが、最後の部分、「国の森林環境税との関係において、重複しない部分や財源不足に見合う財源が確保されるべきではないか」という様な言い方です。ここがもう少し「確保されるべき」なら「べき」と言い切るのか、「べきではないか」と表現するのか、このあたりが、今日最終回ですが、少し委員の先生方のご意見を頂ければなと思っております。これが事務局側の大体の総括です。</p> <p>この報告書を知事に対して出す意味は、国が森林環境税を入れるという時に、新潟県としても他の37府県と同じ様に森林環境税を入れる必要があるのかないのか、それについて委員会で検討してどういう結論だったのかという事が一つの意味だと思う。それに対して委員会としては、国の森林環境税が予想される中で、条件不利なところとか、あるいは集落管理の中で、必ずしもその国の森林環境税ではカバーできない部分がある。しかしそこはしっかり面倒を見て行かなければいけない部分があるので、そこをしっかりと面倒を見るものとして検討して独自の森林環境税を入れるべきではないかというのを打ち出して報告書として出す。</p> <p>具体的な話は国の制度がどうなるか確定したところで調整する必要があるけれど、基本的には新潟県としての独自の森林環境税を入れる必要があるのではないかという報告書の結論が見えるという事が大切なのではないかなと私は思います。</p>
委員	<p>この報告書を知事に対して出す意味は、国が森林環境税を入れるという時に、新潟県としても他の37府県と同じ様に森林環境税を入れる必要があるのかないのか、それについて委員会で検討してどういう結論だったのかという事が一つの意味だと思う。それに対して委員会としては、国の森林環境税が予想される中で、条件不利なところとか、あるいは集落管理の中で、必ずしもその国の森林環境税ではカバーできない部分がある。しかしそこはしっかり面倒を見て行かなければいけない部分があるので、そこをしっかりと面倒を見るものとして検討して独自の森林環境税を入れるべきではないかというのを打ち出して報告書として出す。</p>
会長	<p>25ページの下段にあります中点1つ目にある最後のところですよ。3行目「確保されるべきではないか。」</p>
委員	<p>検討した結果のこの部分を今後もケアしていく必要がある一方で、国の環境税で十分に手当てされるとは限らない。仮に国の森林環境税によ</p>

	<p>り手当されないこととなった場合には、新潟県独自の税として手当していく必要がある旨を、もう少しハッキリ報告書の結論として書いたらいいのではないかと。基本的に入れる方がいいのか入れない方がいいのか、それは報告書がどの方向で行くのか、この報告書はとても大事な部分ではないかなという気がします。</p>
会長	<p>当初は事務局側としては「入れるべきではないかと考えられる」というトーンで考えていたのですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
会長	<p>こういう表現で取りあえず委員会としては「確保すべき」「確保されるべきである」と言い切るかどうかなんです。どうですか。</p>
委員	<p>我々のところは一番これが目的ですので、これはもう言い切った方がいいのではないかとこのように思う。国の方針の事はあまり考える事なく、国へ提言する事もあって言い訳ですから、これでいいのではないかと思います。もっと強く書いてもいいと思います。</p>
会長	<p>強めにという意見が大勢を占めているというように判断してよろしいですか。</p>
委員	<p>私も同じ考えで、要するに財源のあり方検討会、国のやる事をそのまま準じるのであればこの会の意味がない。国だけに任せておかないで新潟県のやり方の強い意志を表現するところで検討会の意味があるのかなと思います。</p>
委員	<p>新潟県はこの森林環境税の導入が遅れていた。37 府県が導入した時にいろんな事情があって税を導入しなかった訳です。その時にこういう検討会をやっていたかと言うとやっていなかったと思うのです。新潟県の森林資源をどう今後持っていくか、成長させていくかについての検討会議であった訳ですから、新潟県として国税を導入されるという事は抜きにして、新潟県のあり方というのはやはり結論を出すべきだということに思います。</p> <p>23 ページの図ですが、国と今回検討会議の条件不利地と同じグリーン</p>

<p>会長</p>	<p>の色で表現しているのですが、しかも縦軸横軸がありますから、図の表現の仕方なのかもしれませんが、重なる部分は色を濃くして新潟県独自の考え方というのは色を変えて表現するとか、そうすると国が考えている事と新潟県の考えている事は重複するけれども違いもある。新潟県ならではのというようなことで作った方が図としては判り易いのかなという気がします。</p> <p>今度は 22 ページの方の図表 20 の場合は国の方の条件不利地は白抜きになっているのですが、このような感じで国の現時点の対象と県のところの少しトーンを変えたらというご意見とと思います。</p> <p>これについては後でまた調整ということで、会長と事務局で後ほど検討させて頂いてよろしいでしょうか。</p> <p>担い手に関しましても、先程ご意見ありましたが、私もそこはかなり重要な部分とっております。先程も集落管理あるいは広葉樹のところ、条件が不利な経済林に対して新潟県の打ち出したということが県独自の部分だというお話がありました。特に私は集落管理がもうできなくなってしまう様なことが起きると、周辺の森林に手が入らないこととなります。担い手と直接結び付く部分ですので、当然担い手の部分はもう考えなくてはいけないと思います。</p> <p>今後個々の課題に対してまた検討しなければいけない部分が出てくると思います。そこで改めて県の方としても当然検討頂く部分になると思います。そこも私の方で預らせて頂いて、最終的に今回の報告書の中の県の特性の部分にそういった内容を組み込んでいるということがハッキリ分かる様なトーンに少し精査させて頂くのと、薄い様であれば少しトーンを強くさせて頂くというような事に対応させて頂くということで如何でしょうか。</p> <p>それでは、全体を通してご意見を頂ける様であれば最後ですので、順次一言ずつ頂きたい。</p>
<p>委員</p>	<p>2点です。</p> <p>1点目は報告書では国の方針が確定するまではという事なのですが、いつ頃確定するかということについては報告書の中で掲げていない。31年度税制改正で法案が出てくるから、来年の2、3月までの段階ではハッキリしているはずなので、国の方針が確定する時期を明示しておいた方が良いでしょう。国の方針が確定してないので決められませんといったら、いつまで決められないのか分からないので。それが1点目です。</p>

	<p>2点目が報告書には直接関係ないのですが、公有林の中で現在でも一般予算から私有林とか県有林の管理をしている予算があると思います。新たに国の森林環境税が入りました、あるいは県が新たに森林環境税を導入した時に、市・県からすれば従来公有林の為に使っていた一般財源分を他の用途に充当しようということが出てくる可能性もあるのではないかと思います。本来の趣旨からすれば公有林でしかも集落管理でなく、本来県、市町村で管理すべき公有林の部分については、従来通りの予算でカバーする。不足するところを補うという意味での森林環境税だと思うので、そのへんはきちんとしておいた方がいいという気がします。</p>
<p>会長</p>	<p>これは直接ここに記載するかは別にして、今後具体的な対応しなければいけない部分だと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>これまで一般財源の中でどれくらいの予算が公有林の管理の為に使われてきたのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>国の森林環境税につきましては公有林には使えないというように明記されているので、委員の様なご懸念は今のところ生じる恐れは無いのかなというように承知しております。</p>
<p>委員</p>	<p>しかし如何せん金に色がついていないのでそうになってしまう恐れもあります。県の森林環境税になれば益々その可能性は大きくなる様な気がします。</p>
<p>事務局</p>	<p>補足致しますが、用途につきましてはホームページ等で明かにする仕組みも考えているようで、そういった面で批判に耐えない様な使い方は出来ないのではないかなと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>まず国も進行中であって、また他県の状況も見なければならぬ中、検討して行かなければという難しさという事もあって、事務局の皆様本当にご苦労されてやってくださった。ありがとうございます。</p> <p>今の議論の中で新潟県としてどうなのかとすると逆に条件不利地のところ、ここが対象だということ、ここまで全部のところを書く必要は無いのかなと、とりあえず新潟としてこうだよと言ったうえで、当面のところ 23 ページのところを我々が考える対象と打ち出したうえで、国と照らし合わせて重複してないと言っているのであればそこはきちんとケ</p>

委員	<p>アするという提言でいいのかなと。</p> <p>国の方針を待ちますというイメージが付き過ぎるのかなという気がしますので、この条件不利地のところにいっぱい注釈載せなくてもいいのかなと思いつながら聞いておりました。でもここはお任せ致します。</p> <p>当検討会としてはこう考える。こういう方向に進みたいというのを全面に出して、それを県民の皆様から大いに理解をしてもらう必要があります。国の方針が未だ定まっていない以上、国の方針が示された時点で調整しながら進めていくというようにして、最後まとめるのが一番判り易いのかなと考えるところです。</p>
委員	<p>実務担当としていろいろ言わせて頂いているのでどうしても細かい実務的なというか事務的な話で大変恐縮しているのですが、この検討委員会の提言としてはこういうおとしどころだとは思っています。</p> <p>お願いしたいのは、この条件不利性の改善に向けて県も独自にしっかりやって行くのだと。例えばこの図表 21 の条件不利地の中に条件として車道からの距離 1 キロ以上というのがあれば、それを短縮させる様にそこに至る作業道が出来れば条件不利性は改善されるわけですから、そういった条件不利性の改善に向けてやって行く、そのために新しい国税が適用出来るのであれば大いに使っていけばいいし、それがダメなら県の独自の財源を確保してやって行くんだ、そういう姿勢、そういう部分を先程の担い手の問題も含めてしっかりと頂ければありがたいなという思いでいろいろ言わせて頂きました。</p>
委員	<p>我々の今置かれている部分というのは非常に条件不利地ばかりですので、こういったものに対応するというのは新潟県独自の部分もあるでしょうから、そういった部分が際立つといいますか、理解できるようにして頂きたいというふうに思います。</p>
委員	<p>森林整備を何のためにするかというのはいろんな目的がある訳ですけど、経済林が経済林である姿にして行くことのためにいろんな整備の財源が必要だということなのですが、最終的には森林の資源をどうやって活かして行くか、活用して行くかということも検討会議のテーマではないですが新潟県の森林資源をどうやって資源として、県の資源ですからそれを利用して産業を興して行くということも森林環境税みたいなものが影響してくるといいのかなというふうに思います。</p>

	<p>上越で学校林があるのをご存知ですか。知らなかったのですが、学校が管理している森林。これ公有林なのです。何のために学校林と言うのかというのが良く分からないのですが、将来の為に学校が管理して改修なり建て替えなどをやろうとするために用意しているものなのか、教育のためにやっているものなのかよく分からない。お分かりになりますか。</p>
事務局	<p>学校林については、山間地の小学校の中であるのもあります。何のためとか最初できたのが何のためかは分かりませんが、今は学校の森林・林業教育というかたちで教育のために使われております。村上、上越、いくつか積極的に活用している小学校もあります。</p>
委員	<p>委員の質問ですが、経過としては、戦争後、当時は誰も公有林を受けたがらなかった。学校の子供達の勉強にもなるし、維持管理も実習の様な事で出来るじゃないかというかたちで出来たと聞いております。</p>
委員	<p>全国的にあるのですか。</p>
事務局	<p>あります。</p>
委員	<p>それはある面で地域の文化と繋がって行くでしょうから、そういうことも環境教育の中で、新潟県独自のものでないかもしれないが、ある面では非常に面白いところでもあるのではないかと。なんとというか森林環境、森林資源を守っていく、森林税がどういうふうに使われていくかということについては、そういうことを絡めて新潟県ならではみたいなものを出していければ。アイデアは今すぐには出ないですけども、そういう他県とは違う森林環境教育から始まってその資源をどう活かしているかみたいなことをやると県民に納得して頂けるような新潟らしさ、そういうものが出てくると、次の段階かもしれませんけれども、そう思っております。</p>
会長	<p>今ほどの委員の産業へという観点はこの森林環境税ではなかなかそういう話に持っていくのは難しいですが、山間地域で担い手がしっかりそこで定着して行くためには、林業そのものをしっかりそこで再生させることができなければそれは無理な訳です。当然のことながら、今回の森林環境税で県がどんなふう地域、山間地の森林を上手く再生させていくのか、その仕組みをどう作っていくのか、担い手をどう確保して行く</p>

	<p>のかというところは非常に重要なところです。結果的にそれが地域に人が定着し、林業が本来の姿を取り戻すという様なかたちが、私は理想的な姿なのではないかと思います。将来的にはそれが目的となっていていいと思います。ここに書きますと次の段階で、県あるいは市町村で考えて頂かなければならない部分だと思います。</p> <p>一通りご意見頂いて全体として報告書の概要版も含めまして基本的にはこの書きぶりは変えないということをお願いをしたい。今日ご指摘、ご意見も頂きました件に関しましては、私に一任させて頂いて、皆さんにご相談しなくてはいけない様など出てきた場合、メール等で最終的な意見を出すということによろしいでしょうか。</p> <p>委員会としてはこの報告書のかたちにはなったのですが、この扱いは今後どんなかたちでやられるのか。</p> <p>今後、案がとれましたら、知事に対して報告書を手渡しさせて頂きたいと考えております。委員の皆様全員と日程を調整させて頂きたいところですが、なかなか皆様もご多用ですし、年度変わりということもありますので、会長から報告頂くことと致しまして、会長と日程の調整をさせて頂ければと考えております。</p>
事務局	
会長	<p>わかりました。私の方で代表して知事に報告するということによろしいでしょうか。</p>
委員	<p>うなずく。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。ではそのようにさせていただきますので宜しくお願い致します。</p>
	<p>これまで5回に渡り真剣に議論して頂きました。本日一定の取りまとめということになります。また報告書にもありますが国森林環境税や、今日も沢山意見頂きましたので、引き続き国の森林環境税の内容を見極めて県の方でも専門的な見地から、深く議論しなければいけない部分、森林整備等に関しても広く県民の理解を得ながら検討を進めていくということが重要なことかと思えます。そういった部分が今後まだ残させておりますので県の方で対応宜しく願いしたいと思えます。それでは事務局の方にお返ししたいと思います。</p>
事務局	<p>(閉会)</p>

